

議会運営委員会の権限と役割

元全国都道府県議会議長会 議事調査部長
全国都道府県議会議長会 議会制度研究アドバイザー

野村 稔 氏

1. 戦前と戦後の議会

(1) 本会議中心 → 委員会中心

(2) 年1回の通常会 → 年6回の定例会 → 現在は制限なし、通年議会も可能

(3) 名誉職、無報酬の議員 → 非常勤の特別職、報酬支給

(4) アメリカ大統領制度との相違

日本の地方団体の長には、①議案の提出権が認められている、②議長から要求があるときは本会議への出席義務がある（ただし、委員会については法律の出席義務がない）。

2. 議会運営委員会

(1) 地方自治法改正で法制化（当時の地方自治法109条の2）

平成3年に地方自治法が改正され法律上認められた。

①公務災害の対象 ②視察経費の支出が可能

(2) 議運の所管（法109条第3項）

①議会の運営（第1号）

②会議規則、委員会条例等（第2号）

③議長の諮問（第3号）

(3) 議運の性格

①議会を円滑に運営するための協議機関

②議長を支えている機関（裏方的存在）

(4) 議運での意思決定

①意見を出し合い、なるべく全会一致となるようにする。

②全会一致となるためには、反対の立場から考え、また互譲する。

③どうしても一致しないときは、やむを得ず採決する。

(5) 委員長、副委員長

①議長を支えるのであるから、議長と対立する議員を委員長、副委員長に互選するのはおかしい。

②地方議会によっては、次のような例もある。

ア. 議長経験者が議運委員長に就任

イ. 議長が議運委員長に就任（これは議運が混乱したとき調停者がいなくなるので不適當）

(6) 委員

①議運は協議機関であるから、委員の任期が短くては協議の効果をあげることが困難

②地方議会によっては、常任委員長、同副委員長を議運委員に選任しているところもある（常任委員会との連携をとるため）。

③議長、副議長は常時出席するのが例。

議長…法105条により、どの委員会へも出席できる。

副議長…議長が出席するときは、法的には委員外議員として出席
（一般選挙後の初めて議運で議決することが適當）

(7) 議運の運営で留意すべき事項

①議運は議会運営の手続きを協議。内容ではない。

例外…議運に付託された議案、請願

②委員間で意見の対立があっても、最後は互譲で一致する。

③議長の専権に属する事項であっても、議長は必要に応じ議運の意見を聞く。

→諮問権の活用

（例）議事日程の作成

- ④議運決定事項を必要により随時見直す。
議長は議運決定を尊重するが、違法性があるとき、著しく不適當であるとき、議長は全体的立場から決定内容の再検討を求める（諮問）。
- ⑤会派制をとっている議会では、議運と会派代表者会の区分を明確にしておく。
- ⑥議員は議運決定事項を尊重する。ただし強制力はない。
議運決定事項を守らない議員に対しては、合法的手段で対抗する。
- ⑦議運は、付託議案や請願の審議を除き、公開になじまない。傍聴人の前では互譲が困難
- ⑧議運はその日の委員会を終了しても、突発事態に対応するため、休憩とすることが適當である。
- ⑨議案の付託委員会が不明確な場合、議長は議運に諮問し、答申を得て決定するが、この場合、執行機関の説明を求めることができる（質疑応答可能）。
- ⑩議運は議員に対し質問の取下げ、自肅等を求めるのは越権である。
（例）不祥事件を起こした議員が質問通告したとき。
- ⑪議長に提出された意見書案、議案について、議運が議事日程に掲載しないことを決定しても法的には無効である。
- ⑫議運で対立したとき、委員長や議長が調停案を示すことがあるが、この場合、多数意見を基本として作成する。

⑬議員の発言のあり方について随時協議する。

(例) 発言の持時間、発言通告書、重複質問

本会議における質疑と委員会における質疑の区分

⑭表決の順序、方法等を確認する。

(例) 委員会では不採択となった請願の採決方法

⑮請願の紹介や採択の基準、陳情の取扱い基準を協議する。

⑯議運を陳謝、釈明の場として活用する。

⑰議長の諮問により、発言の取消しについて意見を述べる。

⑱閉会中、当該団体にとって重要事件が発生したとき、執行機関から報告を受ける（全員協議会も考えられる）。

⑲傍聴規則の改正について議長に意見を述べる。

⑳閉会中の継続事件を設ける。

㉑特別委員会の設置等について協議する。

㉒長辞職勧告決議案が提出されたとき、その性格やその他の方法について協議する。

(8) その他

〔講師プロフィール〕

の むら みのる

野村 稔 氏

元全国都道府県議会議長会・議事調査部長

全国都道府県議会議長会・議会制度研究アドバイザー

【略 歴】

昭和34年3月 法政大学法学部法律学科卒業
36年6月 全国都道府県議会議長会入局
59年4月 調査第一部長
平成 2年4月 議事調査部長
12年3月 議事調査部長退職

【著書等】

「議員・職員のための議会運営の実際」 1～24 (自治日報社)
「地方議会日誌 PART 1～10」 (自治日報社)
「地方議会の諸事諸説 1」 (自治日報社)
「地方議会ウォッチング」 (ぎょうせい)
「地方議会への26の処方箋」 (ぎょうせい)
「地方議会改革宣言」 (ぎょうせい)
「議会改革の条件」 (ぎょうせい)
「地方議会の底力」 (ぎょうせい)
「新版 地方議会実務講座」 1～3 (共著・ぎょうせい)
「議員基礎知識」(地方議会議員必修選書1) (第一法規)
「地方議会議員大事典」 (共著・第一法規)
「地方政治と議会」 (共著・ぎょうせい)
「地方議会活性化ハンドブック」 (共著・ぎょうせい)
「明日の都市⑧ー地方議会・その実態」 等 (共著・中央法規出版)